

第 160 号議案 令和 3 年度一般会計補正予算

令和 3 年 9 月 福岡県議会定例会議案 その 6  
第 15 回



# 目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
160	令和3年度福岡県一般会計補正予算（第12号） .....	1



# 一 般 会 計



第 160 号議案

令和 3 年度福岡県一般会計補正予算（第 12 号）

令和 3 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,368,839 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,602,014,180 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 17 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		709,600,826	1,619,801	711,220,627
	1 国庫負担金	100,400,716	110,547	100,511,263
	2 国庫補助金	602,471,635	1,509,254	603,980,889
13 繰越金		1,247,262	1,769,953	3,017,215
	1 繰越金	1,247,262	1,769,953	3,017,215
14 諸収入		307,959,031	11,285	307,970,316
	7 雑入	7,621,977	11,285	7,633,262
15 県債		336,914,600	11,967,800	348,882,400
	1 県債	336,914,600	11,967,800	348,882,400
<b>歳入合計</b>		<b>2,586,645,341</b>	<b>15,368,839</b>	<b>2,602,014,180</b>



# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 生 活 労 働 費		192,679,677	16,564	192,696,241
	3 児 童 家 庭 費	60,125,646	16,564	60,142,210
6 農 林 水 産 業 費		58,943,027	3,026,555	61,969,582
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	8,818,807	328,010	9,146,817
	2 農 業 費	10,765,860	2,142,864	12,908,724
	3 畜 産 業 費	1,799,974	7,630	1,807,604
	5 林 業 費	14,462,971	541,289	15,004,260
	6 水 産 業 費	6,761,186	6,762	6,767,948
7 商 工 費		707,106,453	7,000	707,113,453
	1 商 業 費	691,579,886	7,000	691,586,886
8 県 土 整 備 費		147,360,301	8,612,890	155,973,191
	2 道 路 橋 り よ う 費	59,409,805	1,227,575	60,637,380
	3 河 川 海 岸 費	46,871,830	7,275,315	54,147,145

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 港湾費	4,358,118	110,000	4,468,118
11 災害復旧費		16,662,629	3,705,830	20,368,459
	1 農林水産施設災害復旧費	6,026,325	257,271	6,283,596
	2 土木施設災害復旧費	10,636,304	3,234,100	13,870,404
	3 庁舎等災害復旧費		37,332	37,332
	4 教育施設災害復旧費		177,127	177,127
<b>歳出</b>	<b>合計</b>	<b>2,586,645,341</b>	<b>15,368,839</b>	<b>2,602,014,180</b>

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
県立児童福祉施設費	令和4年度	7,444千円
農業近代化資金等償還猶予利子補給	令和4年度	ただし、令和3年度利子補給対象償還猶予限度額 2,501,504千円 30,380千円
河川改修費	令和4年度	388,620千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農林漁業災害対策資金利子補給	令和4年度から 令和9年度まで	1,082千円 ただし、令和3年度利子補給対象 融資限度額 85,000千円	令和4年度から 令和9年度まで	11,175千円 ただし、令和3年度利子補給対象 融資限度額 385,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和3年度から 令和11年度まで	630千円	令和3年度から 令和11年度まで	5,130千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和4年度から 令和24年度まで	56,591千円 ただし、令和3年度利子補給対象 融資限度額 380,000千円	令和4年度から 令和24年度まで	119,831千円 ただし、令和3年度利子補給対象 融資限度額 830,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活労働施設整備事業費	4,028,100	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	4,040,500	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
農業事業費	1,602,400				2,174,800			
治山事業費	3,253,000				3,492,900			
河川事業費	18,689,400				23,559,600			
砂防事業費	3,959,700				5,460,100			
海岸事業費	695,100				755,100			
港湾事業費	1,026,100				1,136,100			
道路事業費	33,474,700				34,702,200			
災害復旧事業費	5,737,800				9,112,800			
<b>計</b>	<b>336,914,600</b>							



